

令和3年3月から適用する「公共工事設計労務単価」等の運用に係る特例措置のお知らせ

令和3年2月25日

宮崎県では、国が決定・公表した令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等^{注1}（以下「新単価」という。）について、令和3年3月1日から適用する予定にしております。これに伴い、下記1に示す工事^{注2}の受注者は、宮崎県工事請負契約約款第62条^{注3}の規程に基づく請負代金額^{注4}の変更の協議を請求することができます。

記

1 特例措置

- (1) 令和3年3月1日以降に契約を行う工事^{注2}のうち、令和2年3月から適用している公共工事設計労務単価等を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額^{注4}に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額}_{\text{注4}} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格
 k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和3年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の運用基準^{注5}の規程を準用するものとする。

2. お問い合わせ先

環境森林部	自然環境課	技術管理担当	TEL：0985-26-7164
農政水産部	農村計画課	技術管理担当	TEL：0985-26-7165
県土整備部	技術企画課	技術基準担当	TEL：0985-26-7047

注1：令和3年3月から適用する新単価は、宮崎県公共事業情報サービスで確認できます。

注2：業務委託契約に基づくものは、「業務委託」と読み替える。

注3：土木設計業務等委託契約書に基づくものについては「土木設計業務等委託契約書第59条」、道路維持管理業務委託契約書に基づくものについては「道路維持管理業務委託契約書第21条」、沿道修景美化推進対策業務委託契約書に基づくものについては「沿道修景美化推進対策業務委託契約書第19条」、地域総合メンテナンス業務委託契約書に基づくものについては「地域総合メンテナンス業務委託契約書第24条」と、それぞれ読み替える。

注4：業務委託契約に基づくものは、「業務委託料」と読み替える。

注5：各省庁等において、賃金等の急激な変動に対処する旨の通達がなされた場合に適用する。